

## 2 男女共同参画に関する人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、平成11（1999）年「男女共同参画社会基本法」を制定しました。雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」の改正、男女間の暴力防止に向けた取組として「ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」等の制度の整備を推進してきました。平成27（2015）年には、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を自治体や民間事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性活躍に向けた動きが拡大しています。
- また、平成30（2018）年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。
- 本県では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成12（2000）年に「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく「鳥取県男女共同参画計画」を、平成13（2001）年、平成19（2007）年、平成24（2012）年、平成28（2016）年と累次にわたりを策定。令和3（2021）年には、鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別にとられることなく、性の多様性を前提としたものという理念が広く理解されるよう、第5次となる計画の名称を「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」に変更し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- また、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成13（2001）年に、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）を設置し、男女共同参画に関する普及啓発、情報収集・提供、相談、活動支援などの事業を実施しています。
- 「鳥取県男女共同参画意識調査」（令和元年7月）によると、「男女の地位の平等感」について「社会通念・習慣」、「家庭生活」、「職場」など様々な分野で「男性優遇」と感じている人が依然として多く、男性より女性の方が不平等感をより強く感じています。また、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について「賛成（「どちらかといえば賛成」を含む）」と回答した人が約4割、「反対（「どちらかといえば反対」を含む）」と回答した人が約5割となり、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は少しつつ解消されつつありますが、根強く残

っているといえます。

このため、固定的な性別役割分担意識や社会の様々な分野に残っている不平等感が解消されていくよう、男女共同参画に関する理解を深め定着させる普及・啓発活動を行っていくことが重要です。

- 働く場においては、「鳥取県男女共同参画意識調査」（令和元年7月）によると、男女共同参画社会の実現のために県が力を入れるべきこととして、「就労における男女の機会均等や働きやすい環境整備を進める企業の取組支援」や「子育て中や介護中であっても仕事が続けられるための支援」との回答が多くなっていることから、性別にかかわらず仕事と家庭を両立できる職場環境の整備や性別による不利益な取扱いを受けることなく、個性と能力を生かして働くことができる職場環境づくりを進めていくことが必要です。
- 鳥取県職場環境等実態調査（平成30年8月）によると、セクシュアル・ハラスメントが「あった」又は「あったと思う」と回答した女性が約20%、マタニティ・ハラスメントが「あった」又は「あったと思う」と回答した女性が約5%いたことから、女性が安心して働くことを妨げるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いを受けるマタニティ・ハラスメント等の解消が依然として課題となっています。
- 配偶者等からの暴力（DV）防止については、平成16（2004）年に、全国に先駆けて「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定して以来、啓発はもとより、国の制度以上に被害者支援を推進しており、県内3箇所の配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市で受理した令和2年度の相談件数は1,551件となっています。鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年7月）によると、女性のおよそ30人に1人、男性のおよそ60人に1人が、この5年の間にDV被害を受けたことがあると答えています。また、交際相手から振るわれる暴力（デートDV）も問題化しており、若者を中心とした予防教育・啓発も重要な課題となっています。
- 性暴力は、加害者との面識がある場合が多く、世間体を気にするなど、声をあげられない被害者が多くいます。鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年7月）によると、全体の約5%が性暴力被害を受けたと回答しており、その半数がどこにも相談していません。性暴力被害にあった方が質の高い支援を受けられるようにするためには、性暴力被害に関する法律の制定が必要であり、法律が制定されることで、拠点となる病院の確保がしやすくなるなど、医療機関との連携強化が図れるとともに、ワンストップ支援センターの安定的な運営が可能となります。なお、支援に関わる機関・団体が、支援を行う段階で被害者に二次被害を与えてしまうことがないように、関係機関の性暴力被害者に対する理解を深めていくことも課題です。
- 男女間の暴力等は、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や心理的な支配など、男女が置かれている状況が背景にあり、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識を更に広く浸透させ、あらゆる場面で暴力のない社会づくりを進めることが必要です。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育の推進

学校教育では、誰もが性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、一人一人の個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育の取組の推進に努めます。

社会教育では、長い年月をかけて人々の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進する教育の取組の充実に努めます。

## (2) 啓発・支援体制の充実

鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が、男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮して、社会的な課題をとらえた各種講座の企画運営、男女共同参画に関する情報収集、活動支援や相談等に努めます。

また、男女共同参画に関する相談・支援を行うため、各種相談窓口が連携して、それぞれの状況に応じ、安心して相談できる体制を整備します。

## (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進

雇用の場において、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう男女共同参画の普及推進に努めます。また、農林水産業、商工業など自営業で働く女性の労働環境の整備に努めるとともに、女性が自らの意思により経営方針決定の場に参画できるよう、技術・能力の向上に対して支援します。

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどを防止するための研修や事業主として取り組むべき措置等について普及啓発を進めます。

また、性別に関係なく、誰もが仕事と家庭・地域活動の両立ができるように、企業経営者等の理解や取組を促すとともに、多様な働き方を選択・実現できる働きやすい職場環境づくりを進めます。

さらに、働きながら安心して子育てできるよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に努めます。

## (4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進

働く場においては、管理的地位で活躍する女性や管理的地位に女性がいる事業所が増えるよう、女性活躍に積極的に取り組む企業の拡大、女性の参画が進んでいない業種での就業しやすい環境整備の支援など、企業における女性活躍の取組を進めます。

県の管理職においては、能力・実績に基づいた登用、職域拡大を引き続き進めるとともに、市町村における取組を推進するため、情報提供に努めます。

また、県の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会など附属機関においては、審議会の構成や充て職の見直し等により、引き続き女性の登用に努めます。

自治会など地域における方針決定の場への女性の参画を促進するため、あらゆる機会・媒体を活用した啓発活動に努めます。

## (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

固定的な性別役割分担意識を解消し、女性に偏りがちな家事、育児、介護などや地域活動への男性の参画を促進するため、広報・啓発活動や学習機会の提供などを通じて、家庭や地域活動への男性の参画の必要性や意義について理解を促す取組を進めます。

## (6) あらゆる暴力の根絶

DVなどの暴力は決して許されない人権侵害であるとの観点から、被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じた普及啓発を進めるとともに、被害者支援を推進します。

また、性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるような環境整備に努めるとともに、被害者への適切な対応を行うため、関係機関の性暴力に対する理解を深め、二次的被害の防止に努めます。